第１章　情報セキュリティ基本方針

１　目的

本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２　定義

この基本方針において、次に掲げる用語の意義は、当該各項目に定めるところによる。

（１）ネットワーク

本市における組織を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

（２）情報システム

本市が管理するコンピュータシステム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び可搬記録媒体）をいう。

（３）情報資産

情報システム、ネットワーク及び情報システムの開発と運用にかかる全ての情報、ネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報並びに職員が職務上作成又は取得した電磁的記録情報をいう。

（４）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

①機密性とは、情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

②完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

③可用性とは、情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（５）情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

（６）マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

（７）LGWAN 接続系

人事給与、財務会計及び文書管理等 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（８）インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（９）通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

（１０）無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3　情報資産への脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（1）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（2）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（3）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（4）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（5）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4　適用範囲

（1）行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長部局、教育委員会事務局(幼稚園、小・中学校を含む)、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局及び地方公営企業とする。

（2）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体

②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5　職員等の遵守義務

職員、非常勤職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。また、外部委託業者等に対しても、契約等を通じてこの基本方針を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

6　情報セキュリティ対策

本市の情報資産を上記３の脅威から保護するため、以下の対策を講じる。

（1）組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

（2）情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情

報セキュリティ対策を実施する。

（３）情報システム全体の強靭性の向上

情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

②LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市区町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

（４）物理的セキュリティ対策

情報資産を保管又は設置する施設への不正な立ち入り、情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

（５）人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員に対して情報セキュリティの重要性を認識させるとともに、情報セキュリティの啓発に有効と考えられる研修等の必要な対策を講じる。

（６）技術的セキュリティ対策

情報システムを不正アクセス等から適切に保護するため、アクセス制御、ネットワーク管理等の技術的対策を講じる。

（７）運用におけるセキュリティ対策

情報セキュリティポリシーの実効性を確保するため、情報システムの監視、関係法規及びこの基本方針の遵守等、運用面の対策を講じる。

（８）侵害時におけるセキュリティ対策

危機管理体制を充実し、情報セキュリティが侵害された場合又は侵害されるおそれがある場合において、迅速かつ適切な対策を講じる。

（９）外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（１０）評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7　情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8　情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

9　情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７及び、８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

１０　情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

１１　違反への対応

職員が、この基本方針及び対策基準に定める情報セキュリティ対策に違反した場合には、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒の対象とするほか、情報資産の利用に制限を加えることができる。